



発行所 中央大学会計人会

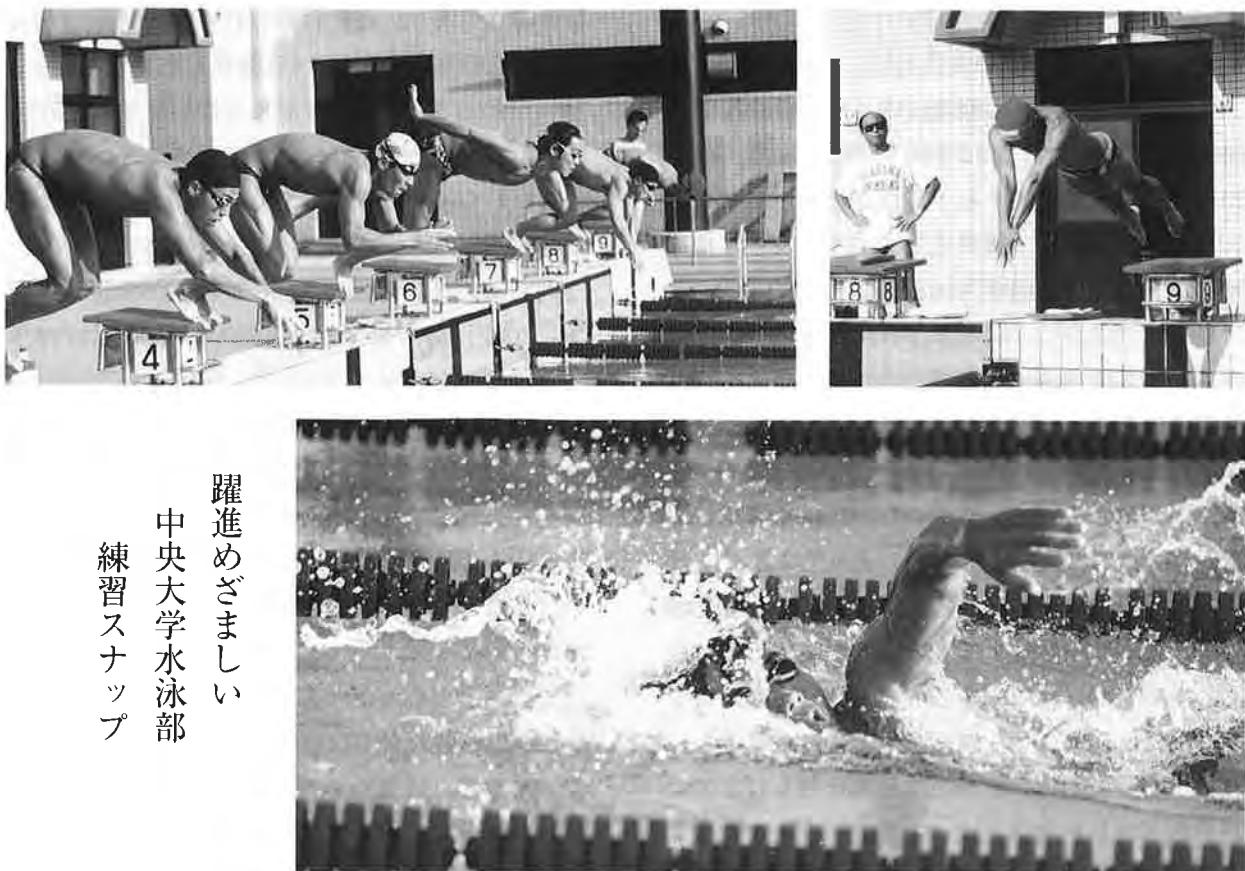
東京都台東区上野1-9-4

平川税務会計事務所内

発行人 会長 平川忠雄

編集人 広報担当 前川和義

副会長 前川和義



躍進めざましい
中央大学水泳部
練習スナップ

「規制緩和推進計画のスピード改訂」

最近の新聞が毎日のように報じているように、吾が国の規制緩和措置は、国際的に見ても急がざるを得ない情勢となっていることは周知のことです。

このような環境の中で、「規制緩和は必要である。」とか、「是非行いたい。」とか、口先だけのことと思っていた諸外国の人々も、今回の「ストックオプション」制度のスピード改正を見て、愈々日本も本気らしい、と日本に対する見方を改め、日本版ビッグバンを注目し始めたということです。

この時期に、早速、山田淳一郎先生より「ストックオプション——入口すなわち権利付与時の課税関係を考える。」の御出稿を得ましたことは、洵に時宜を得たものと思います。

新聞報道によれば、先の株主総会において本制度の導入を付議した会社は数十社を超える勢いであったとのことであります。

会員の皆様方も是非ご一読下さいますようお推めいたしますと共に、機会がありましたら、是非今後の研修計画に盛り込んで、更に詳細にご講義を戴きたいと考えております。（前川和義 記）



ストックオプション

—入口すなわち権利付与時の課税関係を考える—

公認会計士・税理士 山田 淳一郎

はじめに

平成9年3月28日の閣議決定「規制緩和推進計画の改訂について」では平成9年に検討し、平成10年度の早期に導入する予定だったストックオプション制度ですが、議員立法により平成9年4月30日に法案提出、同5月16日に国会成立、というスピードで成立し、同6月1日から自己株式方式のストックオプションが施行されました（新株引受権方式のストックオプションは平成9年10月1日から施行。）

法制審議会の審議を経ていないのはルール無視であり、けしからん、との批判がありますが、スピード改正ができたのは法制審議会を経なかったからでもありますので、学者の方々が問題だとお感じになる気持は理解できるものの、実務家としては経済にプラスになる制度が早期に出来ることに意味があったと思いますので批判そのものは必ずしもポイントを突いてはいないような気がします。

確かに検討不足の点も少し感じますが、もし不都合があるなら再度手直しをすればよい、とおっしゃる議員の発言の方が分があるように思えます。いかがでしょうか。

「規制緩和が必要。規制緩和を行う。」と日本は言っているけど、本気だろうか、と見てきた諸外国も今回のスピード改正を見て、日本は本気らしい、と日本に対する見方を改め日本のビッグバンを注目し始めたそうです。

1. 入口段階すなわち権利付与時 にも所得税課税問題はある

「権利行使し株式を取得して初めて利益が実

現するのであるから、経済的利益を得るのは権利行使時点であり、権利付与された時点すなわち入口では所得税課税について論ずる必要はない。」という考え方には間違っていると思います。

課税に適するか否かはとりあえずおき、入口すなわち権利を取得した時点において実態として利益があるか否かについて考えてみます。

例えば、株式時価1,000円の会社が権利行使価額1,200円のストックオプションを従業員に付与したとします。

権利行使期間内に1,200円以上になるなら従業員は1,200円を払い込んで株式を取得するはずです。

それに対して権利行使期間内に株価が1,200円を上回ることがなかったら従業員は権利行使しない、すなわち株式を1,200円払い込んで買うことはありません。

このことからわかりますように、ストックオプションは利益を得る可能性はあるが損をする危険性は全くない権利です。

この場合に、得る可能性のある利益の大小は、入口段階での株価に対して権利行使価額をどの程度の価額に決めるか、権利行使期間は何年程度あるか、等の様々な要因により決まるはずです。

そして、時価を下回る権利行使価額にした場合にだけ価値があるのでなく、時価より少々高めの権利行使価額であっても同様に、得はあり得ても損はありませんので価値はあるわけです。

ゆえに、入口段階でも利益があり、その結果所得税課税問題もあります。

2. 現行所得税法で入口段階（権利付与時）の所得税課税はあるか

現行所得税法第36条第1項、第2項および同施

行令第84条によると、新株引受権について所得税課税するのは、払い込みを行い新株を取得した時点における利益、と読みます。

改正商法によるストックオプションは自己株式方式と新株引受権方式がありますが、そのうちの新株引受権方式については現行所得税法施行令第84条が適用されるとしますと権利行使段階においてはじめて所得税課税が行われる、すなわち入口（権利付与時）には課税はない、ということになります。

しかし、この令84条は新株引受権方式のストックオプション制度は予定していませんし、また、自己株式方式のストックオプションについては規定は空白です。

上記1.で述べましたように、入口段階（権利付与権）に利益はありますし、また現行所得税法はストックオプション制度を予定しておりませんので、商法改正を受けた見直しが必要と思います。

3. アメリカにおけるストックオプションの会計について

残念ながら私はアメリカの会計や税制度に詳しくありません。

日本で発行されている書籍等によると、24～25年前から1994年までは、時価を下回る権利行使価額にした時、その差額の利益（報酬）があるとする会計処理を行っていたようです（APB第25号）。

ところが、時価を上回る権利行使価額にあっても理論値としては価値があり、かつ、ある程度公正価値の計画ができる実務状態になってきたことから、1995年からは、原則として、ブラックショールズモデル等の計算方式で公正価値を算出し、その額を権利行使時点に利益（報酬）認識する会計に変わってきたそうです（S F A S第123号）。

ここに紹介したのは会計処理でありまして税制がどうなっているかは押さえきれおりません。が、入口段階で利益があると認識されていることは間違いないようです。

4. 入口（権利付与時）における所得税課税について——意見

このように考えてみると、ストックオプションについては入口段階でも課税すべく税制を手当てる必要があると思います。

ただし、権利行使価額を時価以上に決めている場合には所得税課税は必要ない、またはすべきではない、時価を下回る権利行使価額にしている場合だけ課税することで足りる、と考えます。

1.から3.で説明してきたことと少し矛盾すると受け取られそうですが、ストックオプション価値の理論計算慣行が発達していない我が日本では、時価を上回る権利行使価額のストックオプションに入口段階で課税するのは難しいと考えるからです。

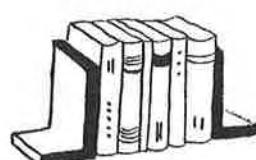
商法は権利行使価額について上限も下限も制限しておりません。

常識的には権利行使価額は入口段階における時価程度にすべきであると考えますが、商法が制限していないことから意図的に時価を大幅に下回る権利行使価額にするケースも発生すると思われます。

仮に入口段階で所得税課税しないことに決めてしまうと、このように時価を大幅に下回る権利行使価額のストックオプションを発行する可能性を大きくしてしまう危険性があります。

故に、少なくとも時価を大幅に下回る権利行使価額とするストックオプションについては、入口段階すなわち権利付与時点で（給与）所得課税を行うべく税制上の手当てが必要と考えます。

知識不足、勉強不足にもかかわらず思うことを書いてみました。諸先生のご批判ご指導をお願い申し上げます。



中央大学会計人会総会報告

常任理事 鈴木 康雄

平成 9 年 5 月 21 日、午後 4 時 30 分より中央大学駿河台記念館にて中央大学会計人会総会が開催された。組織担当の大江副会長の司会進行のもと総会は開始された。

第一部 定時総会

審議に先立ち、平川会長より挨拶があった後、議長の選任が行われたが、司会者一任の声により、平川会長が議長に選任され、また宇佐美、桑原両会員が議事録署名人に任命された。

審議事項

(1)事業報告承認の件及び (2)収支報告承認の件が合わせて上程された。

総務担当の荻野副会長からは他会との交流をはじめとした 1 年間の会務の報告、組織担当の大江副会長からはゴルフ同好会関係の報告と入会の勧誘が、広報担当の前川副会長からは会報第 3 号を発行した旨、又新年度に入って引き続き第 4 号が発行されたこと等の報告があった。

経理担当の神山副会長からは平成 8 年度の収支報告が行われた。会費収入は減少したが若干の収入超過で収支はほぼ均衡した旨、また貸借対照表についての説明があった。

以上のとおり担当各副会長より事業報告並びに収支報告があった。

(3)会計監査報告については会計監事急用につき本日出席できないが、さる 5 月 15 日に会計監査が行われ、その結果は監査報告書に記載のとおりとの報告が伝えられた。

そして以上につき賛否を諮ったところ、全員異議無く承認可決した。

(4)事業計画承認の件及び (5)収支予算承認の件についても一括審議することとして合わせて上程された。

荻野、神山両副会長より事業計画案と収支予

算案につき説明がなされ、若干の質疑の後、全員異議無く承認可決した。

(6)役員改選の件

改選方法を諮ったところ議長一任の声であり、役員選考委員を指名し、選考してもらうことを提案し、横須賀、大江、佐藤会員が選ばれて別室にて審議を行った上、会長以下全員の留任を提案したところ、全員異議なく承認可決した。

(7)専任理事の件

現在の役員体制とは別に、補佐役としての専任理事の制度を設けたい旨及び適任者を推薦して欲しい旨の提案があり、審議の結果、設置が承認された。

以上ですべての審議を終了し、午後 5 時 20 分、大江副会長の挨拶により第一部を終了した。

第二部 講演会

テーマ：『事前調査について』

講 師：税理士 川田 剛先生

(前仙台国税局長)

米国の制度を中心に主要国における納税者の権利と義務の状況について、1990年 OECD レポートをベースにして講演が行われた。

課税当局の執行権限や裁量権その他につき国別に比較した貴重な資料も配布され、会員は熱心に聞き入っていた。

第三部 懇親会

会場を 1 階のプリオールに移し、荻野副会長の司会進行により、懇親会が開宴された。

平川会長の挨拶に続き、来賓を代表して駿台会計人俱楽部の関本和幸会長より祝辞を賜り、また当日御参集された来賓諸氏の紹介が行われた。

乾杯の後、しばしの間歓談を楽しんだが、名残り惜しいうちに定刻を迎え、お開きとなった。

平成8年度 収支計算書

(平成8年1月1日～平成8年12月31日)

中央大学会計人会

【単位：円】

支出の部		収入の部	
科目	金額	科目	金額
名簿作成費	0	通常会費収入	2,510,000
会場費	1,086,495	親睦会収入	760,000
通信費	920,100	雑収入	110,000
事務局費	110,000	利息収入	396
消耗品費	226,927		
会報費	229,255		
涉外費	252,656		
研修費	315,930		
広告費	30,000		
委員会費	100,000		
予備費			
雜費	620		
当年度支出合計	3,271,983	当年度収入合計	3,380,396
次年度繰越金	9,722,537	前年度繰越金	9,614,124
支出合計	12,994,520	収入合計	12,994,520

貸借対照表（財産目録）

中央大学会計人会

平成8年12月31日

【単位：円】

科 目 (内 訳)	金 額
I 資産の部	
1. 現 金	11,520
2. 銀行預金等	
①東京三菱銀行 中野支店 (普)No 4451431	58,725
②安田信託銀行 神田支店 (普)No 1227297	217,498
③さくら銀行 上野広小路支店 (普)No 5321671	464,914
④振替貯金 神田六郵便局 No 150-6-28490	8,969,880
資産の部合計	9,722,537
II 負債の部	0
差引正味財産有高	9,722,537

会計監査報告

今期決算につき、平成8年度の事業報告書並びに収支計算書、財産明細及び関係帳簿書類等を監査しましたところ、適法に処理されておりますのでご報告申し上げます。 平成9年5月15日

監事 田中左門

平成9年度 収支予算書

(平成9年1月1日～平成9年12月31日)

中央大学会計人会

【単位：円】

支出の部		収入の部	
科目	金額	科目	金額
名簿作成費	1,000,000	通常会費収入	3,500,000
会場費	1,500,000	親睦会収入	1,500,000
通信費	1,000,000	雑収入	100,000
事務局費	600,000	利息収入	50,000
消耗品費	300,000		
会報費	500,000		
涉外費	300,000		
研修費	500,000		
広告費	100,000		
委員会費	200,000		
予備費	500,000		
雜費	50,000		
当年度支出合計	6,550,000	当年度収入合計	5,150,000
次年度繰越金	8,322,537	前年度繰越金	9,722,537
支出合計	14,872,537	収入合計	14,872,537

総会スナップ



地方自治法上の監査委員制度と外部監査

はじめに

地方自治体の情報公開が進むにつれ官官接待や、カラ出張などの公費不正支出が各地で発覚、マスコミにも大きく取り上げられ監査の重要性が認識されるようになった。それらを受けて第三者が地方自治体の行財政をチェックする外部監査制度の導入を柱とする改正自治法が去る5月18日参議院で可決成立し、平成10年度からスタートする。

以下現行の監査委員制度と新たな外部監査制度を概説する。

監査委員制度

1. 監査委員の設置

普通地方公共団体（都道府県及び市町村ー以下「団体」という。）第195条1項に、団体に委員を置く。として必置機関に位置づけている。

同条の第2項に委員の定数を都道府県及び政令で定める市にあっては4名とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3名又は2名とし、町村にあっては条例の定めるところにより2名又は1名とする。と設置定数を規定している。

2. 職務権限

(1) 法201条による準用規定により、補助機関たる職員を指揮監督すること。

(2) 次に掲げる監査・審査・検査を実施すること。

①直接請求監査（法75条）

②議会の要求監査（法98条2項）

③財務監査（法199条1項、4項、5項）

④行政監査（法199条2項）

⑤主務大臣若しくは知事又は長の要求監査

（法199条6項）

⑥財政援助団体等監査（法199条7項）

⑦決算審査（法233条）

⑧例月現金出納検査（法235条の2、1項、3項）

⑨指定金融機関等の監査（法235条の2、2項、3項）

⑩基金運用審査（法241条5項、6項）

⑪住民監査請求（法242条）

⑫職員の賠償責任（法243条の2）

⑯国との監査に関する協力等（法246条の4）

3. 選任

委員は団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、団体の財産管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任する。（法196条1項）

外部監査制度

1. 監査人

弁護士、公認会計士、税理士、監査等事務経験のある国・地方職員OBの中から、議会の議決を経て外部監査契約を締結する。

2. 監査の種類

外部監査は包括外部監査と個別外部監査とする。

①包括外部監査は毎会計年度、必要と判断した

財務その他の事業を特定して1回以上監査しなければならない。

監査の結果は、長、議会及び監査委員に報告し、監査委員が公表する。

②個別外部監査は有権者の1/50以上の署名で

請求する事務監査請求、議会が請求する監査、長が要求する監査及び住民監査請求については、監査委員の監査に代えて、個別外部監査人の監査によることを求めることができる。

監査の結果は、長、議会及び監査委員に報告し、監査委員が公表する。

③都道府県、指定都市、中核市（人口30万人以上で、面積100km²以上の市。）（23区はいずれも該当しない。）は法に基づき、包括外部監査契約を締結しなければならない。

おわりに

以上両制度を概説したが、私見では監査委員は商法上の監査役に相当し、外部監査又は証取法及び商法特例法上の会計監査人に当ると考える。

両制度の健全な発展を願うものであるが、監査制度が世間のフットライトを浴びるのは好ましい世相でないことを付け加えておきます。

大島 剛生（元中野区監査委員）

私のふるさと

山田 杉三郎

私には、帰るべきふるさとがない。それは私が東京生まれで東京育ちであるからで、いわゆる田舎が無いのである。盆と正月に日本民族大移動のテレビなどを見て田舎のある人をうらやんだこともあったが最近ではこれが気にならなくなつた。それでも幼少の頃の東京（杉並区）は森も川も林も畠も何んでも自然のものが揃っていた。

昭和16年に小学校に入学、その年に太平洋戦争が始った。19年9月から20年11月まで宮城県登米郡石巻村に学童疎開をした。これが東京を離れた唯一の期間である。

この期間（小学校の4年、5年生であったが）にいわゆる田園地帯でいろいろな経験をした。それが今でも何らかの影響を受けていると思う。

登米郡石巻村は水田の広がった豊かな場所であった。漫画家の石森章太郎さんの故郷と聞いている。

住まいは、村の有力者が蚕室（21畳敷の部屋が6つもある立派な建物であった）を提供して呉れた、また在郷軍人会の会長が何かと面倒を見て呉れたので食事等は不自由無かった。三食は不自由無かったもののオヤツは無かったので口寂しかつた。

しかし、他の府県に疎開した組の中には栄養失調になったところもあった様で、それに比べれば幸せだった。

北上川の支流の洲になっている所で溺れかかったこと。桑の実を食べて先生に叱られたこと。冬はとても寒く洗濯物が干餡の様にバリバリに凍ってしまったことなどを思いだす。この期間は辛い事も多かったが結構楽しかった。

特に印象的だった出来事は石炭の出来る歴史の一部に接したことだった。

農村のこととて農業灌漑用水を掘って水田を増やす仕事をしていた跡があった。

そこへ私どもが風呂用の燃料を拾いに行ったのだった。その燃料が草炭といわれる物で石炭の先祖に当たる物だそうです。太古の植物が草炭、亜炭、石炭になるとのことです。

形状はヘチマのように植物繊維の塊のようで地中に埋まっていたので泥にまみれているといった物だった。

これを5人位のグループで大八車に積んで運ぶのだが、梶棒取りになったときは悲劇だった、と言うのは大八車の後ろの押し手が前に押さずに下へ押すので梶棒が上にあがって梶棒取りが空に舞い上がる事がしばしばだったからである。

田園の秋はイナゴ捕りと落ち穂拾いに駆り出された。グラフを部屋に張り競走だ。

一日中やると人数が多いので結構収穫があった。収穫物の行く先きは、イナゴは養鶏場で鶏卵と交換したと聞いている。

落ち穂の方は1石余りになったそうだが、その行き先については先生方がドブロクにして飲んじやつたと言う芳しくない噂が流れた。

私たちのかかる病気は大抵腹下しだった。療法としては絶食をして寝ているのが普通だった。

正月とか祝日には餅が出た。

私が祝日に寝ていたことがあり餅がもらえなかつたことがあり、悔しくて残念で今でも思い出す。

父が20年2月に死亡したので一時東京へ帰ったが3月10日の空襲で下町の空が真赤に染ったのが印象的であった。

戦後はいわゆる筍生活で都内を移転して廻るものである。

戦時中、戦後、東京も田舎も貧しかったが、当時の日本人は皆礼儀正しく、気概があった様に思う。

東京に帰って来てから、六三制教育となり日本の良さはなくなった。柔道は禁止、剣道は竹刀競技と言う珍なるもののみ許された。私の年次が新制教育第一期生、中大を卒業した翌年昭和33年に壳春防止法施行でがっかりした。

人間の歴史は戦争の歴史とも言える。NHKの大河ドラマでも殆んど戦争の話である。戦争はいやだと思う。誰しもそう思うだろう。しかし、軽蔑と強迫を受けながら平和を保つぐらいなら戦つて死んだ方がましと思う。

「第2回 中大会計人会ゴルフ同好会」に優勝して

大塚 昭夫

「ゴルフ大会がある」と思うと、子供の頃の遠足同様、前夜は何故か気持ちが高ぶり、当日は早朝からそわそわしてしまうのは、私だけでしょうか?……。

去る平成9年4月17日、武蔵野の面影を残した武蔵C.C(豊岡コース)に於て、「第2回 中大会計人会ゴルフ同好会」が総勢19名の参加で開催されました。

定刻、我等同好会・大江会長の挨拶、また幹事による競技方法等の説明の後、晴時々曇りというゴルフには最適な天候のもと、第1組、第1番プレイヤー“ナイスショット!”と、和気藹々のうちに会はスタートしました。

私は、第4組目、會田、宇佐美両会員と3人でインプレー。蛇足ながら、当日の私について若干の解説をさせて頂きますと、まず第1に、このコースは各ホールが松林でセパレートされ、またバンカーの多いコースでもあるので、これらを避けるよう細心の注意を払いプレーしました。

第2に、H.C10の會田会員とは時々プレーしており、その実力は熟知しておりましたので、離されないよう心掛けました。

第3に、ゴルフはメンタルなもので早く波に乗ることが肝心です。幸いアウト3番バーディー。その後トリプルを叩くこともありましたが、イン16番210Yのニヤピンを取れたりで気分良くプレーできました。

四大学ゴルフコンペで優勝

春の四大学会計人会(中央、早稲田、慶應、明治)ゴルフコンペは、3月27日にメイプルポイント・ゴルフクラブにおいて、38名(うち中大16名)が参加して実施されました。

今回は中大が幹事校だったので、わが会計人会のゴルフ同好会の会長である大江晋也さんに会

我々アマチュアゴルファーは、“調子がでてきたなあー。これからだ”と思う間もなく18番に来てプレー終了。となるのが常ですが、その日はとにかく同伴競技者と楽しいゴルフができ、そのうえ優勝までできて感慨無量でした。

当日、平川会計人会会長より御芳志を頂き、お蔭様で盛会に懇親会も行われ、会員相互の親睦も深めることができました。

また、競技結果は以下の通りですが、ベスグロの越智会員は態々四国より日帰りで参加して下さいました。各員各位それぞれ都合もありましたが、皆さんのが参加されることが益々当会を盛会となし、延いては中央大学会計人会の発展につながると思っております。

皆さん、奮って参加しましょう!

競技結果(敬称略)

優 勝	大塚 昭夫	ネット73
準 優 勝	山口 文六	ネット75
3 位	神山 敏夫	ネット76
ドラコン	越智 通秀	6番・14番
ニヤピン	山口 文六	3番
	越智 通秀	9番
	宇佐美一雄	12番
	大塚 昭夫	16番
ベスグロ	越智 通秀	83ストローク

場の手配から大会の運営まで大変お世話になりました。同好会事務局の小池正明さんには、開催案内の作成、送付、参加申込の受付、組合せの作成、実施要領の作成、送付等大変ご苦労を掛けました。

当日は10組38名という大きなコンペとなりましたが、経験豊かな越智通秀さんに幹事として活躍

していただき、お陰をもって成功裏に会を終えることができました。

個人順位での一位の座は、他大学に譲ったとはいえ二位から五位までの座を中大が独占し、総合

各校の成績（それぞれネットで表示）は次の通りでした。

順位	校名	得点	貢献選手名
1位	中央	295.6点	寺沢隼人(73.6) 望月寿夫(73.6) 鎌田俊夫(73.8) 若宮静雄(74.6)
2位	慶應	304.0点	(省略)
3位	明治	308.0点	(省略)
4位	早稲田	309.2点	(省略)

なお、栄えあるB.G賞には我らが誇る越智通秀君さんが'97で輝き、ニヤピン賞は野崎等、宮本嘉興、若宮静雄の諸氏が獲得し、中大の力を大いにアピールすることができました。

優勝を果すことができた理由を振り返ってみますと次のようなことではないかと思われます。

1. 「界に入らば緩なるべし。」これは、「つばぜり合いになつたら強気を捨てゆったりと打て」という囲碁の格言ですが、従来中大が下位に低迷していたのは、母校の名誉のため下位から是が非でも脱出しなければならないという義務感が先に立ち、勝ちたい、勝ちたいの思いが強すぎ、つい、力が入りすぎていたようですが今回は、同窓の参加者が多かったので力を抜きゆっくりとプレーを楽しむことができた。

2. 大江晋也さんが、従来中大の出場者が他校に

では他大学を大差で破り見事優勝を果しました。

試合はダブルペリア方式により行われ、各校共それぞれ上位四位までの者の成績を合計した数値もって、順位が決定されました。

各校の成績（それぞれネットで表示）は次の通りでした。

比し少なかったのを残念がり、昨年10月にゴルフ同好会を結成し、以後四大学対抗戦に備え、同好会のコンペを重ねてきた努力が実った。

ともあれ、今後もこの優勝記録を延ばしたいものです。母校の名誉のため、各位の参加を是非お願いいたします。

また、当日、中大ゴルフ同好会のコンペも併せて行い、こちらは同好会の認定ハンデにより争われましたが、寺沢隼人さんが、グロス88、ハンデ15、ネット73で目出度く優勝されました。

(岡崎 和雄)



編集後記

今回は、会員の山田淳一郎氏から巻頭言を兼ねたストックオプションについての貴重な論文を頂きました。新しい制度の税対応について考えてみたいと思います。

ゴルフの話題はいつも絶えず紙面をなごやかにしています。

会報発行も編集委員だけでは、記事も乏しく重荷になってきました。そこで誰もが投稿出来る「私のふるさと」と言う連続コラムを設けました。

今回は、ふるさとの無い人の記事をのせました。

会員の皆さんの投稿をお願いします。

(山田)